

## 新旧対照表

項目	新	旧
要綱名称	小樽市健康増進計画 <u>推進委員会</u> 設置要綱	小樽市健康増進計画 <u>評価会議</u> 設置要綱
第1条	健康増進法（平成14年法律第103号）・・・・・・・・・・ （中略） 小樽市健康増進計画の <u>推進</u> のため、小樽市健康増進計画 <u>推進委員会</u> （以下「 <u>委員会</u> 」という。）を置く。	健康増進法（平成14年法律第103号）・・・・・・・・・・ （中略） 小樽市健康増進計画「第2次健康おたる21」の <u>進行管理</u> のため、小樽市健康増進計画 <u>評価会議</u> （以下「 <u>評価会議</u> 」という。）を置く。
第2条	<u>委員会</u> は、次に掲げる事項について協議等を行う。 （1）小樽市健康増進計画の <u>各種事業の計画策定、評価</u> に関すること。 （2）小樽市健康増進計画の <u>施策の実施及び推進</u> に関すること。	<u>評価会議</u> は、次に掲げる事項について協議等を行う。 （1）小樽市健康増進計画「 <u>第2次健康おたる21</u> 」の <u>各種事業の評価</u> に関すること。 （2）小樽市健康増進計画「 <u>第2次健康おたる21</u> 」の <u>進行管理</u> に関すること。
第4条	委員の任期は、 <u>3年</u> とする*	委員の任期は <u>2年</u> とする
全て	委員会	評価会議

\*自殺対策協議会との統合時のみ